

調査計画全文

1 調査の名称

非鉄金属海外鉱等受入調査

2 調査の目的

本調査は非鉄金属の海外からの受入れ状況を明らかにすることにより、我が国における非鉄金属等の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために鉱物資源に関する政策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本の製錬・精製業者のうち、銅、鉛、亜鉛の製（精）錬原料を海外から受け入れている全ての事業所

4 報告を求める者

(1) 数

14

(2) 選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

経済産業省生産動態統計調査の調査対象名簿

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

- ・事業所名及び所在地
- ・海外銅鉱受入内訳（国名、鉱山名、含有金属量）
- ・海外粗銅受入内訳（国名、製錬所名、含有金属量）
- ・海外鉛鉱受入内訳（国名、鉱山名、含有金属量）
- ・海外粗鉛受入内訳（国名、製錬所名、含有金属量）
- ・海外亜鉛鉱受入内訳（国名、鉱山名、含有金属量）

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省（資源エネルギー庁） — 報告者

(2) 調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☒その他（FAX））

経済産業省（資源エネルギー庁）から報告者に対して、郵送又は電子メールにより調査票を配布し、

郵送、電子メール又はFAXにより調査票を回収する方法により行う。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。また、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と経済産業省（資源エネルギー庁）の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

毎月（平成24年1月調査以降）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査月の翌月15日

8 集計事項

別添集計様式による。

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法

資源エネルギー庁Webサイト及びe-Statへ掲載する。なお、鉱山名及び製錬所名については、報告者が特定されるおそれがあることから、非公表とする。

（2）公表の期日

調査月の翌々月の中旬

10 使用する統計基準

調査対象の範囲を画定する際に日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

（1）調査票情報の保存期間

- ・記入済みの調査票：1年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録：常用（無期限）

（2）保存責任者

資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長

非鉄金属海外鉱等受入調査（平成 年 月分）

国名	鉱山名 (製錬所名)	含有金属量 (t)	比率 (%)
○国	○鉱山 (製錬所)	・ ・ ・ ・	
		・ ・ ・ ・	
	△鉱山 (製錬所)	○鉱山 (製錬所) 計 ・ ・ ・ ・	○%
		・ ・ ・ ・	
		・ ・ ・ ・	
		△鉱山 (製錬所) 計 ・ ・ ・ ・	

○国計 ・ ・ ・ ・ ・		○○%	
△国	○鉱山 (製錬所)	・ ・ ・ ・	
		・ ・ ・ ・	
	△鉱山 (製錬所)	○鉱山 (製錬所) 計 ・ ・ ・ ・	○%
		・ ・ ・ ・	
		・ ・ ・ ・	
		△鉱山 (製錬所) 計 ・ ・ ・ ・	

△国計 ・ ・ ・ ・ ・		△△%	
合計 ・ ・ ・ ・ ・			1 0 0 %

上記表を、海外銅鉱受入内訳、海外粗銅受入内訳、海外鉛鉱受入内訳、
海外粗鉛受入内訳、海外亜鉛鉱受入内訳それぞれに作成。



政府統計

☆この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。
☆この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部



非鉄金属海外鉱等受入調査
非鉄金属海外鉱等受入調査票
(平成 年 月分)

海外銅鉱受入内訳

国名	鉱山名	含有金属量
		銅 (t)
		D (5 0 2)

海外粗銅受入内訳

国名	製錬所名	含有金属量
		銅 (t)
		D (5 0 4)

海外鉛鉱受入内訳

国名	鉱山名	含有金属量
		鉛 (t)
		E (6 0 2)

海外粗鉛受入内訳

国名	製錬所名	含有金属量
		鉛 (t)
		E (6 2 2)

サンプル

海外亜鉛鉱受入内訳

国名	鉱山名	含有金属量
		亜鉛 (t)
		F (7 0 2)

備考

事業所名		事業所所在地	(電話 - -)
------	--	--------	-----------

作成者の職名 及び氏名	
----------------	--

年	月	事業所番号			
		都道府県	整理番号		
...	...	...	...	...	...

非鉄金属海外鉱等受入調査の目的・必要性

当該調査は鉱石（銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱）等の製錬所毎の受入量を、鉱石の国別及び鉱山別等に調査するものである。

銅、鉛、亜鉛といった非鉄金属は、工業製品に幅広く使用されており、国民生活を維持する上で必要不可欠な素材である。（使用例 銅：電線、電機部品、モーター、配電盤、エアコンの熱交換等。鉛：バッテリー、無機薬品、放射線の遮蔽板。亜鉛：メッキ、電池材料、無機薬品等。）

しかしながら、銅、鉛、亜鉛の原料である鉱石（銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱）は、我が国においては既に枯渇しており、我が国の非鉄製錬各社は、ほぼその全量を海外から輸入している。

この際、各社は、①海外鉱山に資本参加することにより鉱石の権益を取得、②海外鉱山に融資し鉱石を購入、③鉱石を海外鉱山会社から単純に購入、することにより鉱石を調達しており、①②③の順に、鉱石を長期的かつ安定的に確保することが可能となる。

当該調査を通じ、どれだけの鉱石が、どの地域（国及び鉱山）から我が国に輸入されているかを確認することが可能となり、これは資源外交を進める際等の基礎データとして不可欠であるとともに、上記の①～③の比率を求めることにより、我が国全体として鉱石がどの程度安定的に確保されているかの情報を得るためにも必要不可欠な調査となる。

一般統計調査における統計法施行規則第7条に基づく変更履歴

調査名 非鉄金属海外鉱等受入調査

変更の適用期日	変更内容
平成24年3月分調査	報告者数の変更
平成28年3月分調査	報告者数の変更

「変更の適用期日」の欄には、年次調査であれば「平成29年度実施調査から」、月次調査であれば、「平成29年10月分から」と記載してください。